

諏訪市

骨髄移植ドナー支援事業

諏訪市では平成31年4月より、骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)及びドナーが勤務する事業所の負担軽減と、骨髄移植の推進及びドナー登録者の拡大を推進するため、提供者と提供者が勤務する事業所に対し、補助金を交付する事業を実施します。

対象者・対象要件

○ドナー(提供者)

下記要件(1)~(4)のすべてに該当する方

- (1)骨髄等の提供時に本市に住所を有すること。
- (2)骨髄等の提供を行うための休暇制度を導入している事業所に勤務する者でないこと。
- (3)骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了したこと。
- (4)当該骨髄等の提供について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金、助成金等を受けていないこと。

○ドナーが勤務する事業所

下記要件(1)・(2)両方に該当する事業所

- (1)ドナー(提供者)要件のすべてに該当するドナーが骨髄等の提供時に勤務する事業所であること。
- (2)当該ドナーによる骨髄等の提供について、この補助金と同様の趣旨の他の補助金、助成金等を受けていないこと。

補助額

○ドナー(提供者)

最終同意を行った後の通院、入院及び面談に要した日数、1日につき2万円。
1回の提供につき10日を上限とします。

○ドナーが勤務する事業所

ドナー(提供者)が最終同意を行った後の通院、入院及び面談に要した日数、1日につき1万円。1回の提供につき10日を上限とします。

申請

●事前に保健センターまでご連絡をお願いします。

0266-52-4141 内線591